

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600490号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600214号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月8日の標準賞与額を1万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成16年7月30日の標準賞与額を13万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月30日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月8日
② 平成16年7月30日

厚生年金基金からの連絡により、請求期間②の賞与に係る記録がないことが分かった。また、請求期間①の賞与に係る記録もないことが分かったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社担当者の陳述により、請求者は、平成16年4月8日に同社から1万6,338円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(1万6,000円)に基づく厚生年金保険料(846円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年4月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料

については納付したか否かについては、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社担当者の陳述により、請求者は、平成16年7月30日に同社から13万6,611円（標準賞与額13万6,000円）の賞与が支給されていることが認められるところ、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び総括表は保存期限経過のため確認できない旨回答している。

しかしながら、A社は、当時の届出について、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は複写様式にて作成していた旨回答しており、B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届により、請求者について、賞与支払年月日を平成16年7月30日、標準賞与額を13万6,000円として届け出されていることが確認できる上、当該支払届に請求者とともに記載されている9人全員について、オンライン記録により、当該支払届で確認できる標準賞与額どおりの記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成16年7月30日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所に対し提出したものと認められることから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額を13万6,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600652号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600215号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月10日の標準賞与額を27万9,000円から40万7,000円、平成16年7月9日の標準賞与額を33万6,000円から50万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日及び平成16年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日及び平成16年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のC社における平成16年12月10日の標準賞与額を10万円から21万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月9日
③ 平成16年12月10日

ねんきん定期便により、A社における請求期間①及び②並びに同社がB社に名称変更すると同時に同社の子会社として設立された旧社名と同じ社名のC社における請求期間③の標準賞与額が、支給された賞与額と相違していることを知った。同社から受け取った給与明細書で、賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができるので、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳の写し及び給与明細書（03年下期給与）により、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準給与額（27万9,000円）を超える給与額（40万7,000円）の支払を受け、当該給与額に見合う標準給与額（40万7,000円）に基づく厚生年金保険料（2万7,635円）を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳の写し及び給与明細書（04年上期給与）により、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準給与額（33万6,000円）を超える給与額（50万6,000円）の支払を受け、当該給与額に見合う標準給与額（50万6,000円）に基づく厚生年金保険料（3万4,357円）を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、請求者から提出された預金通帳の写し及び給与明細書（04年下期給与）により、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準給与額（10万円）を超える給与額（21万8,900円）の支払を受け、当該給与額に見合う標準給与額（21万8,000円）に基づく厚生年金保険料（1万5,188円）を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者給与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料（訂正前の標準給与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の給与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。